3　基本指針

(一)　農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(二)　基本指針においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な事項、防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項、５の(一)の防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項等を定めるものとすることとした。（第三条第二項関係）

4　防災重点農業用ため池の指定

都道府県知事は、基本指針に基づき、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いて、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

5　推進計画

(一)　都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとすることとした。（第五条第一項関係）

(二)　推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な方針、防災工事等の実施に関する事項、市町村との役割分担及び連携に関する事項等を定めるものとすることとした。（第五条第二項関係）

(三)　推進計画に関し、関係市町村長との協議、農林水産大臣への提出等の規定を設けることとした。（第五条第三項～第五項関係）

6　都道府県の援助

(一)　都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとすることとした。（第六条第一項関係）

(二)　都道府県は、(一)の援助に関し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができることとした。（第六条第二項関係）

7　財政上の措置

国は、推進計画に基づく事業及び６の(一)の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとすることとした。（第七条関係）

8　地方債についての配慮

地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとすることとした。（第八条関係）

9　施行期日等

(一)　検討

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和一三年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

◇株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（法律第五七号）（内閣府本府）

1　再生支援決定等の期限の延長

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）が再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定を行うことができる期限を、令和八年三月三一日まで延長することとした。（第二五条第八項、第三二条の二第七項、第三二条の一二第五項及び第三二条の一三第三項関係）

2　業務の完了期限の延長

機構が行う１の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限を、令和一三年三月三一日まで延長することとした。（第三三条関係）

3　その他

その他所要の規定を整理することとした。

4　施行期日等

(一)　この法律の施行に伴う所要の経過措置等を設けることとした。

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五八号）（経済産業省）

一　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正関係

1　経済産業大臣の認定

経済産業大臣の認定を受けることができる者として、次に該当する者を追加することとした。（第一二条第一項第一号関係）

(一)　会社である中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。）が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。

(二)　会社である中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。）の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることその他当該中小企業者の経営の承継を妨げることとなるおそれがある事由として経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。

2　中小企業信用保険法の特例

１の(一)又は(二)の認定を受けた者に対し、保証人の保証を不要とする中小企業信用保険法の特例を措置することとした。（第一三条第四項及び第六項関係）

二　中小企業等経営強化法の一部改正関係

1　基本方針において定めるべき事項の追加

技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項を追加することとした。（第三条第二項関係）

2　異分野連携新事業分野開拓計画の廃止等

異分野連携新事業分野開拓計画及び当該計画に係る措置等を廃止することとした。（改正前第一六条及び第一七条関係）

3　中小企業信用保険法の特例

経営力向上計画に、保証人の保証を不要とする中小企業信用保険法の特例を措置することとした。（第二二条第五項関係）

4　日本公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、中小企業者及び組合等の外国関係法人等が海外において承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付けることができることとした。（第二四条第一項第一号及び第二号並びに第二項関係）

三　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正関係

1　中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例

承認の申請時に中小企業者であった承認地域経済牽引事業者が、承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該中小企業者でなくなった地域経済牽引事業者は、当該実施期間内においては、引き続き中小企業者であるものとみなして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定を適用することとした。（第一五条関係）

2　中小企業信用保険法の特例

地域経済牽引事業計画に、保証人の保証を不要とする中小企業信用保険法の特例を措置することとした。（第一九条第二項関係）